② 工事目的物の性能・機能に関する事項（保守体制）

派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間を数値方式で評価。

対象は主要機器とする。

保守拠点までの派遣に要する移動時間を整数値で記述する。移動時間の算出にあたり、一般道は40㎞／ｈ、高速道路は80㎞／ｈ、その他都市高速等の自専道は60㎞／ｈで算出するものとする。

保守拠点：八王子支社

「項目別配点」最高の評価数値を提案した者を10点、最低の評価数値を提案した者を０点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする）を付与する。

最高10点～最低０点

③ 工事目的物の性能・機能に関する事項（性能、機能の向上）

ソフトウェアの初期性能の信頼性、安定性の向上に資する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可・不採用、不可（不適格）で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」　優：30点　良上：22.5点　良：15点　良下：7.5点　可・不採用：０点　不可：不適格

④ 工事目的物の品質管理に関する事項（品質管理・品質向上の工夫）

設計図書に示す機器の品質向上に向けた製造段階における品質管理に関する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可・不採用、不可（不適格）で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」　優：20点　良上：15点　良：10点　良下：５点　可・不採用：０点　不可：不適格

⑤ 施工計画（施工管理）

試験調整作業における既存設備への影響（システム停止等）の縮減や現場施工上の創意工夫に関する具体的な提案を評価。

対象は主要機器とする。

提案については、優、良上、良、良下、可・不採用、不可（不適格）で判定評価。

なお、提案は１項目とする。

「項目別配点」　優：20点　良上：15点　良：10点　良下：５点　可・不採用：０点　不可：不適格

※１　求める製品保証の内容

・下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理

●保証対象外

・使用上の誤り、製品及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没等）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合
・各部の通常の使用による汚れ

※２　入札説明書に示す【提案における制限】を超える提案には、本項目の全提案に対し点数を付与しない。なお、技術提案書枠外に記載の注意事項を遵守すること。守られていない場合、その提案は不採用とする。

「評価指標」

優：標準案に比べ、非常に優れていると認められる内容のもの。

良上：「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良：標準案に比べ、優れていると認められる内容のもの。

良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可・不採用：標準案又は標準案と同等であるもの。

不可：法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑶ 責任の所在

① 当社が技術提案を適正と認め採用された場合でも、当該技術提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等については、受注者が保証するものとする。

② 受注者は、当該技術提案に係る部分において、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

③ 技術提案に関する契約不適合の取扱いは、設計図書等に示す契約不適合責任条項を適用する。

⑷ 技術提案の履行に関する事項

① 保証条件、保守体制　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意によるかし」として、その補修又は損害賠償を請求する。

② 上記以外の評価項目　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講じる場合がある。

⑸ その他留意事項

１）技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、発注者が過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」や「明らかに本工事を対象としていない提案」、「維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣る」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・工事目的物の大きな変更を伴う等の契約単価の変更が生じる提案
・設計図書に記載のない工程製作が発生する提案

２）技術提案は、評価項目毎にそれぞれ１提案とし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関する全ての提案は「不採用」とする。また、提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できない等、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

３）落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③ 価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100)－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)　(0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ)

100―200×（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格【注：契約制限価格を超える者は対象としない。】

Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

４）上記３）において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

５）協議相手の選定方法

全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。

① 総合評価点：（技術評価点×α)+(価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。